

はじめに

第1節 計画策定の背景

清潔で快適な環境の中で文化的な生活をすることは、住民すべての願いです。その中でも、とりわけ環境衛生行政は、住民にとって一日たりとも欠くことのできない重要な施策です。

廃棄物処理の基本原則は無害化・安定化・減量化等の処理を行い、生活環境に支障のない形で社会経済活動へ資源として循環させ、最終的に地球環境に還元することです。

近年、我が国においては、「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」等が整備され、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保に関する重要性が増し、処理体制も多様に変化しています。

さらに、平成25年4月1日には「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」が施行され、より一層、ごみの適正処理体制を整備することが必要となります。また、このような経緯から「ごみ処理基本計画策定指針」が改訂されています。

これらの法体系等のもと、ごみの発生排出抑制、リサイクルの促進を図り、循環型社会の実現を目指し、住民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、地域レベルにおいて対応していく必要があります。

豊明市（以下「本市」）においては、ごみの分別回収、資源回収事業の実施や、生ごみ堆肥化事業によりごみの減量化・資源化を推進してきているところです。また、一般廃棄物の中間処理については他の市町と一部事務組合を構成し、適正処理を推進しています。

このような活動を推進してきたこともあり、本市の過去10年間のごみ排出量については減少傾向にあります。さらなる廃棄物の減量化・資源化は重要な課題といえます。

今回策定する「ごみ処理基本計画」は、変遷するごみ処理の現状をかんがみ、また、ごみに関する様々な問題の解決に向け、必要となる施策を推進するための総合的かつ中長期的な計画の策定をするものです。

第2節 計画の位置づけと役割

一般廃棄物処理基本計画は廃棄物処理法第6条第1項で、「市町村は当該市町村区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」とされた規定にもとづく「一般廃棄物処理計画」の一部です。

また、上位計画に豊明市の総合計画、環境基本計画があるほか、国の廃棄物処理基本方針、愛知県廃棄物処理計画、さらには広域処理している東部知多衛生組合で策定している一般廃棄物処理基本計画との整合性にも考慮した計画の策定が必要となります。

計画の位置づけを図1に示します。

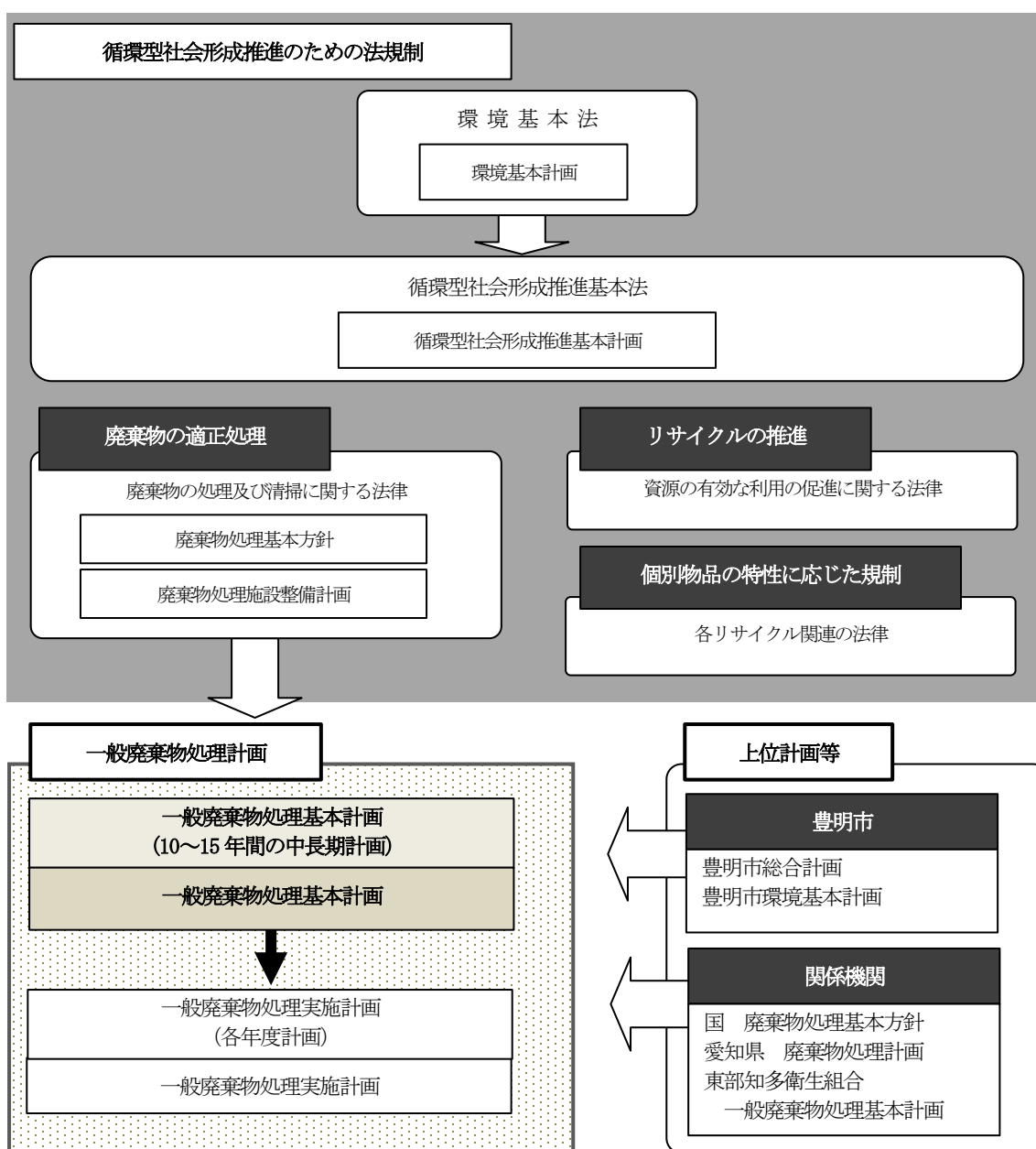


図1 本計画の位置づけ

第3節 計画の骨子

本計画の骨子を以下に示します。

基本理念	3Rを推進し適正なごみ処理から目指す資源循環社会
基本方針	1. リデュース・リユース・リサイクル（3R）の推進 2. 環境保全に配慮した安全で適正なごみ処理の実施 3. 環境に配慮した快適で効率的なごみ処理社会の構築
計画期間	平成26～35年度（10年間）
計画処理区域	本市全域
基本目標	①ごみ削減率 10%以上減量（平成24年度比、1人1日あたりの排出量） ②資源化率 30%以上に向上（平成24年度の26%から） ③最終処分量 70%以上減量（平成24年度比）
ごみ排出量の見込み	・現状推移（総排出量：20,722t/年(H.24)⇒19,223t/年(H.35)） ・目標達成（総排出量：20,722t/年(H.24)⇒18,540t/年(H.35)）
目標達成管理指標	家庭系ごみ 707 g/人・日(H.24)⇒ 632 g/人・日(H.35) 事業系ごみ 123 g/人・日(H.24)⇒ 122 g/人・日(H.35) 資源化率(集団回収含む) 26% (H.24)⇒ 34% (H.35) 最終処分量 2,158t/年(H.24)⇒ 608 t/年(H.35)
基本施策	<p>1) 発生抑制（リデュース）</p> <p><市民></p> <p>1)-1：生ごみ堆肥化容器・処理機の使用 1)-2：EMIぼかしの利用 1)-3：エコ・クッキングの推進 1)-4：マイバックの持参 1)-5：過剰包装商品の購入自粛</p> <p><事業者></p> <p>1)-6：過剰包装商品の製造・販売自粛 1)-7：レジ袋有料化の実施 1)-8：事業系一般廃棄物減量化計画書の提出</p> <p><行政></p> <p>1)-9：ごみ処理の有料化検討 1)-10：生ごみ堆肥化容器・処理機の補助事業 1)-11：具体的な発生抑制につながるPR活動 1)-12：ITの活用による効果的な情報の提供 1)-13：環境教育の充実 1)-14：事業系一般廃棄物減量化計画書の提出要請 1)-15：各種団体とのパートナーシップ</p> <p>リデュース・リユース・リサイクル（3R）の推進</p>

(つづき)

<p style="text-align: center;">基 本 施 策</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">リデュース・リユース・リサイクル（3R）の推進</p> <p>2) 再使用（リユース）</p> <p><市民></p> <p>2)-1：リサイクルショップ・ネットオークション等の活用</p> <p>2)-2：不用品登録制度の活用</p> <p><事業者></p> <p>2)-3：商品の長寿命化</p> <p><行政></p> <p>2)-4：市民参加型イベントの開催</p> <p>2)-5：不用品登録制度の推進</p> <p>2)-6：学生服や自転車などのリユース促進</p> <p>3) 再生利用（リサイクル）</p> <p><市民></p> <p>3)-1：資源ごみの分別徹底</p> <p>3)-2：生ごみの分別収集</p> <p>3)-3：子供会による集団回収への参加</p> <p><事業者></p> <p>3)-4：資源ごみ回収協力店による資源回収推進</p> <p><行政></p> <p>3)-5：資源ごみ分別方法の周知</p> <p>3)-6：行政回収団体及び子供会への支援</p> <p>3)-7：使用済小型家電のリサイクル</p> <p>3)-8：廃食用油のリサイクル</p> <p>3)-9：粗大ごみ解体による資源分別の継続</p>
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">環境保全に配慮した安全で適正なごみ処理の実施</p> <p>1) 収集・運搬システムの適正化</p> <p><行政></p> <p>1)-1：収集・運搬方法の適正化</p> <p>1)-2：適正排出指導の実施</p> <p>1)-3：ごみステーションの適正な管理の促進</p> <p>1)-4：自力でごみ出しの困難な市民への支援の検討</p> <p>2) 中間処理システムの適正化</p> <p><行政></p> <p>2)-1：新たな中間処理施設の整備</p> <p>2)-2：中間処理に伴うエネルギー回収・利用</p> <p>2)-3：環境保全対策の継続</p> <p>3) 最終処分システムの適正化</p> <p><行政></p> <p>3)-1：適正な最終処分</p> <p>3)-2：新たな最終処分場の整備</p> <p>4) その他の処分システムの適正化</p> <p><行政></p> <p>4)-1：特別管理一般廃棄物、適正処理困難物に対する対処</p> <p>4)-2：災害ごみの対応</p>

(つづき)

基本施策	環境に配慮した快適で効率的なごみ処理社会の構築	<p>1) 環境保全の監視</p> <p><市民></p> <ul style="list-style-type: none">1)-1 : ごみ問題への意識向上1)-2 : イベントや講演会への参加1)-3 : 530運動への参加 <p><行政></p> <ul style="list-style-type: none">1)-4 : 不法投棄防止のためのパトロールの実施1)-5 : 530運動の展開1)-6 : 地球温暖化防止への配慮 <p>2) 計画推進・管理システムの効率化</p> <p><行政></p> <ul style="list-style-type: none">2)-1 : 行政関連部署との連携2)-2 : 拡大生産者責任の導入促進2)-3 : 全体としての調整役の推進2)-4 : 財政支出の合理的運用2)-5 : 新たなごみ処理技術への対応
------	-------------------------	--